

## 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会（第4回）会議録

招集年月日 平成20年5月12日（月）

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成20年5月12日（月） 午後 1時00分

閉 会 平成20年5月12日（月） 午後 1時35分

### 出席委員（14名）

1	木村浩三	2	炭本範子
3	酒井弘一	4	阪本明治
5	山本喜章（副委員長）	6	山本敏一
7	西中茂	8	岩崎宗雄
9	山口勝己（委員長）	10	奥野卓士
11	坪井久行	12	今方晴美
13	北 猛	14	青山まり子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木村 要

### 事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	主幹	福田全克
主査	國子慶順		

### 付議事件

議案第18号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

## 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会

平成20年5月12日(月)

相楽会館 会議室

(午後1時00分 開会)

委員長 皆さん、こんにちは、ご苦労さまでございます。本日は、相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会をご案内しましたところ、委員の皆さま方におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、さっそく会議に入りたいと思います。

ただ今の出席委員数は、全員であります。定足数に達しておりますので、これよりし尿くみ取り手数料特別委員会を開会いたします。

当委員会では、これまでに1月22日、1月31日、4月25日の3回開催し、本日は、4回目となっております。

それでは、本日の会議に代表理事であります木村精華町長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を受けたいと思います。木村代表理事、どうぞ。

代表理事 第4回し尿くみ取り手数料特別委員会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。早いもので、平成20年度も既に1か月半が過ぎ、各市町村議会におきましては、6月定例議会の開催が間近に迫り、大変ご多用の中、相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本件につきましては、ただ今お話がありましたように、昨年11月19日に開催しました当組合定例議会に提案させていただきました「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」につきまして、全員が参加される中で特別委員会を設置していただき、今日まで、業者代表の聞き取りを含む3回の委員会を開催いただきまして、し尿くみ取り手数料の引き上げ額の検討に至る経過や積算根拠、他の市町村の現状、計量に対する問題、公共下水道や合併浄化槽設置家庭との比較検討など、様々な角度から、多くの事項について、熱心に審議をしていただいたものと考えております。

本日の委員会は、これまでの審議を踏まえまして、委員会としての結論をお出しになると聞いております。

今日、原油価格の高騰をはじめ諸物価の値上げ問題もあり、関係する住民の皆さんにとっては、決して簡単な問題ではなく、厳しい話だと私たちも認識いたしていますが、この問題は、当組合にとりましても、平成9年度から続いている重要事項であり、住民生活にとって、一日も欠かすことができない、し尿くみ取り業務が安定的に継続

されますため、平成13年4月以来、約8年ぶりとなります今回の条例改正に、是非ともご理解を賜り、可決承認いただきますことをお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

委員長            ありがとうございました。

それでは、若干質疑を受けたいと思います。今まで3回の委員会で一生懸命やってきましたが、また、漏れ落ちがあると困りますので、若干質疑を受けたいと思います。なければすぐにでも採決に入りたいと思います。

はい、青山委員

青山委員            座って失礼します。今回、100円から110円、10円の値上げという事で言われているわけですが、衛生手数料等適正化委員会の中の資料でも出されておりますが、1か月あたりの金額として、3ページに出されておりますけれども、これが実施されるとしたら、各家庭もちろん量にもよりますが、大体今までの感じでは、各家庭月いくらからいくらぐらいの値上げというふうに考えられているのでしょうか。それがまず1点ですね。2点目には、この前業者の方にも来ていただいて、いろんな実情もお聞きいたしました。ゲージの問題とかお聞きをしましたけれども、業者の方もおしゃっておりましたが、やはり、くみ取り量とチケットとの整合性を図るためには、システム上、やはりバキュームカーでは一定その誤差が出るのはやむをえない、3パーセントから6パーセントぐらいということで、簡単に誤差といいます、年間にしたら数百万円ぐらいの誤差なわけなので、何年かしたらかなりの誤差になります。その点で、業者もやはり納得していくためには、人頭割方式もいい方法だということをおしゃっておりました。それは、2回目のこちらの特別委員会でも論議されましたけど、特に、城南衛管では、宇治、八幡、城陽、久御山、井手、宇治田原と城南衛管に入っておられるんですが、そこは1戸あたり月750円になってますし、大山崎の乙訓衛管は1人当たり150円というふうになってるわけですので、そういう人頭方式も、それがすべてでないとしてもそのメリット、デメリット等検討されませんでしたけど、その辺はどうなんですか。

委員長            はい、事務局、各家庭の負担料金です、それについてどうぞ。

事務局長            ただ今の青山委員さんご質問にお答えします。4人家族といたしまして、平均3千円程度のくみ取り手数料を1か月平均いただいているということでございます。従いまして、今回、10パーセントでございますので、月当たり300円程度の値上げになるということでございます。それから、2番目の人頭制の話でございますけども、これも何回も申し上げてますように、基本的にし尿の収集業務については、2つのパターンがあるということで、行政が直営でやる場合、委託という形をとりまして、その収集量に関係なしに、業務を終えるにあたって、委託料を払うという、一

般的には、ごみの収集もそうなんですけども、そういう形で決めまして、年間の通行距離等を年間で計算しまして、委託料というかたちで払う場合、それから、当組合のように、収集業務については、受益者である住民方から負担いただく、収集して運んできたもの、処分については行政が構成する現在、5市町村が分担金を払って税金で行うということをしております。従いまして、これも、現在始まって40年以上経つ業務でございます。今のような時代の中で、果たしてこうしたことが、従来からも検討の話がありましたけども、相楽管内においては、こういうことでできておりますので、現段階としては困難ではないかというふうに考えています。以上です。

委員長 代表理事、人頭方式についての代表理事の見解をお願いします。

代表理事 当然、それぞれ一長一短がありますので、そういった人頭割といえども一方では、大方昼間は外にいるという方もあったり、家で事業をやっておられる方についてはそういう面では、また一方逆の意見があるということで、今日までいろいろ議論されてきた課題でもありますので、これだけ、長い期間この方式でやってきたということをやっぱり、我々としてもそれを踏襲したいなど、ただ、そういった課題については、今後の検討課題として、こういう意見がありましたということ、理事会にも申し上げたいと、このように思っています。検討課題として。

委員長 事務局長もう1点、青山委員がおっしゃってました誤差については、しかたがない、2、3%の誤差はその点について。

事務局長 これも従来から委員会でお話してはありますが、水道みたいな形できちっと計量メーターを付けてやれば一定の数字が出てくるという話になるんですけども、従前から申してはいますようにそれに伴うコスト、実際それを付けたとしてもですね、今日いろんなくみ取り便槽、簡易浄化槽の場合ですね、実際にいろんなものが含まれている、最終いろんなものが残るとこれがまあ掃除の問題とか、そういうことを総合的に考えますと、現在のやり方のほうが、100%に近い状態をするというよりも、1~2パーセント程度のそういった誤差であれば、こういった形のほうが、合理的ではないかなあとこのように思っているところでございます。

委員長 はい、青山委員、この話はもう3回もやっておりますので、もう一回受けませんが、そのぐらいで留め置きたいと思っておりますので。今まで委員会やってきた資料、今まで聞いていただいたとおりでございます、よろしく願いして、もう1回だけ。

青山委員 先ほど説明のありました、月に300円、4人ですので、家族の多いところは、400円なり500円なりとなると思うんですが、年間にしましたら、3,600円なり、4千円、5千円の値上げというのが事実だということ、明らかにしたいというのが1点と、先ほど人頭方式申し上げましたが、それがいいかどうかとか、現状がどうかというのは、委員会で十分審議いたしましたので、それは、十分理解

していると私も考えています。私がこの場で指摘をさせていただきたいのは、人頭式についての検討はそちらではしませんでしたので、そのことを指摘をしているのであって、今後これが、十分この特別委員会で人頭式の検討がされないまま、結論が出されるということを指摘しているわけで、ご答弁いりません。

委員長 はい、わかりました。酒井委員。

酒井委員 長時間の審議をされた最後になって言うことも何なんです、改めて、昨年の私たちがここの組合議員になりました直後に配布をいただきました、し尿くみ取り手数料の適正化についての答申を読み直してみました。その答申に基づいてこの委員会は結論を出すわけですから、その中で、4ページなんです、大きな3の項目、検討結果として本委員会が確認したこと、ここに10円の値上げというの含まれているわけです。その頭にイと口があって、口から先に申します。口は、し尿くみ取り料金などの手数料はうんぬんということで、その額は、「相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定められているということがあって、私もいただいた資料をもう一回全部見直したのですが、その条例は私の手元にはありませんでした。聞きましたら、過去は、例規集が組合議員には配布されたり、回収されたりという経過があって、去年はたまたまだろうと思うんですが、漏れがあったというふうに理解しました。今日たまたま議長とこの委員会が始まる前に話をしております、この条例を見ないことには、条例の改正を今審議しているわけですから、本体である条例そのものが、どういう内容になっているか私はわかりませんと言ってまして、議長から手配をしていただいて、今お配りいただいたわけです、改めてよくわかりました。そこにははっきりと第9条で手数料を徴収すると、金額がそれぞれ書いてあります。1ふん尿、2汚でい、3脱水汚でいということで書いてありまして、これに基づくものなんだ、この部分の変更なんだというのが改めてわかりました。だから、林事務局長は非常にこの間も私も1年間この議会でお付き合いさせていただいて、非常によく気の良くまわられる方ですが、これは手落ちだったんじゃないかなと、この特別委員会がスタートする段階で抜けてたのはそれは指摘しておきたいと思います。その上で、イです。4ページ3のイです。こういう文書になっています。公共料金は、これを全て税金で賄うとの見解もありえようが、特定の者しか利用しない制度や事業は、受益と負担の関係から受益を受ける者が一定の負担をすることが公平性の観点からも求められる。これはごく当たり前といえれば当たり前のような感じがするのですが、この文書をずっと見おりました、まず、1点、1行目にあります公共料金はこれを全て税金で賄うとの見解もありえようがと、このことをわざわざ触れられているのは、検討委員会でこの答申を出された比山委員長下の委員会ではそういう論議があったのかどうなのかこれ1点お尋ねします。あったかどうかだけです。それから、続けて、特

定の者しか利用しない制度や事業は一定の負担をすることがというくだりになっているわけです。そしたら、し尿くみ取りに関わっている人たちは、特定の者しか利用しない制度や事業、こういう決めつけ方でいいんだろうかどうだろうか、例えば、公共下水道を待ち望みながら、なかなかそれが事業化しないので、またその計画が立っていても、進捗が遅れている、そんな関係で、公共下水の整備を待っている人たちにとってみたら、特定の者しか利用しない制度や事業という、こういう表現がふさわしいのかどうなのか、私はおかしいんじゃないかなと思うわけです、それが2点目。それから、受益を受ける者が一定の負担をすることが、公平性の観点から求められる。確かにそれはそのとおりだと思うんですが、ここでも今回の論議になっています10円の値上げ、それは、それだけが必要だから全て10円全額受益者が負担すべきだというそういう提案になっているわけですが、この表現の受益を受ける者が一定の負担をすることが公平性の観点からも求められるという表現からいったら、10円は全部受益者が負担せよとはなりにくいのではないかと私は思うわけです。このイについて3点お聞きします。

委員長 事務局長、まず委員会であったかどうか、簡単に説明してください。

事務局長 簡単に酒井委員の質問に答弁します。例規集の件につきましては、これは平成18年度末から合併に伴ういろんな規約改正等やってきたわけです。管内では当事務組合だけでなく7つの事務組合がございますけども、それに伴って今回合併関係に伴っているいろいろな形で、各組合の議員さんにお渡しをしてきたところでございますけども、今日のコストの関係、これからどんな形で変わっていくかわからない段階で、少し経費の関係も含めて見直しをしていこうという中で、今回、平成20年度予算につきましては、ホームページで例規集の関係、条例を変更していこうと、必要に応じてそれを印刷してというようなシステムにさせていただきます。聞くところによると、木津川市も同様にやっていると聞いておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。なお、説明の時に十分そのへんの条例について、新たに議員になられた方については、説明がされなかったことについては申し訳なかったと思います、反省し、今後こういうことのないようにしたいと思います。それから、2番目公共料金の受益の考え方、これは別にし尿くみ取りの手数料のみでなく、いろんな手数料というものが私たちの住民生活する場合に公共性の業務、ものを利用する場合、サービスを受ける場合に一定の負担をしていくところでございます。公立高校であっても授業料、プールを利用したり、こういうことをすべてやってるわけです。それは、それぞれの自治体の中で、それぞれ積算をしながら、一定の住民負担をしていただける一定の負担額を決めてやっていただくことになっているものと思います。従いまして、今回、先ほどから言っていますように、当組合のし尿くみ取りの額については、収集

については、委託という形をとって、それは住民の皆さんに負担をしていただく、処理については現在の額で言いますと2億数千万円でございますけどもこれは行政が負担しているというかたちで、ずっときているわけです。その方式のほうが、全国的にも京都府下的にも圧倒的に多いと、従来から説明をしておるところであります。従いまして、今回のし尿くみ取り手数料の額につきましては、一定の業務を積算して必要な額については、10リットルあたりの適正な業務をするにあたりましてはこれだけの額が必要でないかなということでございます。それから3点目に委員会でその辺のことが十分議論されたかという話でございますが、十分か不十分かその辺はありますが、委員会で合計4回議論されて、その中でしているということでございますのでよろしく願いいたします。

委員長       もう1点だけ、どうぞ。

酒井委員       私は3点お聞きしたのですが、今の事務局長のご説明では、1番の全てということの論議があったのかなかったのかは明らかではありません。それから、一般論として、私もこれは、林事務局長、理解しているわけです、そうだろうと思います。ただね、2点目に申しましたけれど、特定の者しか利用しない制度や事業、例えば、し尿くみ取りをあえて望んで利用しているのかというふうに、住民の方にそんなふうな表現をしていいのだろうか。例えば、個別の名前は挙げませんが、下水道計画が無い自治体もあるわけです、また、不十分な自治体もあるわけです、また進行途中の自治体もほとんどです。そういう中で、特定の者しか利用しない制度や事業という表現がいいのかどうなのか、やはりそれは、間違ってるんじゃないかと思うんです。そのことについては、今の事務局長の説明にも入っていませんし、一方でこの間資料を配っていただいて、だから、下水道事業が遅れているんだから、自治体が一定負担しようと、負担しているという自治体があるんだというのが資料で配られているわけです、私たちの手元に。そのあたりを検討されたかどうなのかということをお聞きしているわけです。これは代表理事。

委員長       文言の解釈の違いなので、代表理事、簡単でいいです。

代表理事       下水道においても当然、利用者が利用者としての負担をされているわけでありまして、こういったくみ取りの事業においても、当然、収集については負担をいただくということが私は原則でないかなあ、ただまあ、お互いに最低のいうことでどうするかということ、これは行政の側においても課せられた課題とっておりますので、たえず世の動きを注視しながら、できるだけ、受益者たる人たち、公共下水道においても、あるいは、こういったくみ取りのそれぞれのご家庭においてもできるだけ負担の軽減のために全力を挙げるとというのが我々、与えられた責務とっておりますので、こういうことを踏まえながら審議をいただいたものと審議会としては、このよう

に思っています。

委員長 以上で質疑を終結します。

これより採決を行ないます。議案第18号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

坪井委員 はい、反対討論。

委員長 反対討論は、もしできたら、本会議の場でやって、これは、委員会採決を取りたいと思いますので。討論したいわけですか。

北委員 委員会で討論してあるのか。

奥野委員 あるある。

委員長 どうぞ、坪井委員。

坪井委員 今回の手数料引き上げ条例の一部改正に対しまして、私は反対の態度を表明したいと思います。その理由は2点ございます。第1には今日の日本における弱い者への経済的負担、これは大変目に余るものがあります。介護保険料、国保税、住民税の大幅引き上げ、あるいは今問題になっております高齢者医療制度の改悪、これによる負担増、さらにガソリン代など諸物価の高騰、こういう住民があえいでいる時に、それを追い討ちをかけるように平均世帯で年間3,600円ものし尿くみ取り手数料の引き上げ、住民負担増は許されるものではありません。たかが、3,600円と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、利用者の中には、わずかな年金で暮らしている高年齢者だけの世帯もありまして、されど3,600円です。家計に重くのしかかってきます。2つ目の理由でございますが、し尿くみ取り業者の企業努力、これをしっかり求めつつも、それでも諸経費のための財源確保として手数料引き上げも止むを得ないということならば、先ほど酒井委員からもありましたが、今回の引き上げ分は行政が負担するべきであります。本来、下水道法では、その第1条に下水道の整備にあたりもって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的とすると、こういうふうになっておまして、下水道未整備地域に下水道を早急に整備することが行政の責務でもあります。しかし、未だに下水道が未整備なために、し尿くみ取りをせざるをえない住民の経済的負担が、公共下水道世帯の2,800円に対して、今回の引き上げで、月平均3,300円になります、月500円も負担増ということになります。こうした負担増を緩和して、住民間の公平性を確保するということが、行政としての責任になってくるのではないのでしょうか。現に、京田辺市や城南衛生管理組合など多くの団体が手数料に対して一部助成しているとおりであります。今回の引き上げ額は、額にしまして1,500万円です、し尿収集量に応じまして、各自治体に按分いたしますと小規模自治体では100万円前後の負担増ですむわけでありまして、行政負担は十



分可能ではないかと考えるわけであります。以上2つの理由で今回の条例の一部改正につきましては、反対するものであります。

委員長　この採決は挙手によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は、  
阪本委員。

阪本委員　今、坪井委員さんがおっしゃったのですが、私自身もこの高齢者医療制度とか、そのへんいろんな問題は国の制度として、私も反対する面もたくさんあります。しかし、これは、特別会計の非常に使い方、そういうもので問題があるとしても、これが地方財政にも影響しているわけです。私ひとつだけご質問させていただきたいのですが、質問は別にして、この環境保全推進事業としてですね、合併浄化槽のこういう推進についても、各市町村でも違うとは思いますが、くみ取り式をそれに改善することができます。環境事業、これを保全するにあたって、推進してるはずで、国も含めて。そういう面で、補助金、奨励補助金とかそういうもので変えられるものだと当初から思っていたんですが、そういう意味で、私は今の状態で選択肢はあると思います、住民の皆さんには。そういう意味で賛成させていただきます。

委員長　賛成の意見として受け止めておきます。

原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数であります。

よって、議案第18号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。また、委員会報告については委員長に一任していただきたいと思いますので、臨時議会で報告させていただきます。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆さん大変ご苦労さまでした。

(午後1時35分 閉会)

平成20年5月23日

相楽郡広域事務組合  
し尿くみ取り手数料特別委員会委員長